（国民健康保険税に関する経過措置）

第六条　新令第五十六条の八十九及び附則第十八条の八の規定は、令和三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「並びに第九条の九の五第二項及び第三項」及び「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第九条の九の四」に改め、同項の表第九条の九の四第二項の項中「第九条の九の四第二項」を「第二項」に改め、同表第九条の九の四第三項の項中「第九条の九の四第三項」を「第三項」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ」を「第一号において「対象法人」という」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に」を「同項に」に改め、同表第九条の九の四第三項第一号の項中「第九条の九の四第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第九条の九の四第三項第二号の項中「第九条の九の四第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第九条の九の四第三項第三号の項中「第九条の九の四第三項第三号」を「第三項第三号」に改め、同表第九条の九の五第二項の項から第九条の九の五第三項第三号の項までを削り、同条第六項中「並びに第四十八条の十五の四第二項及び第三項」及び「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第四十八条の十五の三」に改め、同項の表第四十八条の十五の三第二項の項中「第四十八条の十五の三第二項」を「第二項」に改め、同表第四十八条の十五の二第三項の項中「第四十八条の十五の三第三項」を「第三項」に改め、「（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項」を「同条第一項」に改め、同表第四十八条の十五の三第三項第二号の項中「第四十八条の十五の三第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第四十八条の十五の三第三項第三号」を「第三項第三号」に改め、同表第四十八条の十五の四第二項の項から第四十八条の十五の四第三項第三号の項までを削り、同条第七項第一号中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）」、「若しくは連結所得（法第十四条第一項に規定する連結所得をいう。以下この号において同じ。）に係る個別所得金額（法第三十八条第一項に規定する個別所得金額をいい、同条第五項に規定する申請をした連結法人（法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額」を削り、同条第十項中「並びに第三十二条の三第三項及び第四項」及び「及び第七十二条の三十九の四第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第三十二条の二」に改め、同項の表第三十二条の二第三項の項中「第三十二条の二第三項」を「第三項」に改め、同表第三十二条の二第四項の項中「第三十二条の二第四項」を「第四項」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ」を「第一号において「対象法人」という」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に」を「同項に」に改め、同表第三十二条の二第四項第一号の項中「第三十二条の二第四項第一号」を「第四項第一号」に改め、同表第三十二条の二第四項第二号の項中「第三十二条の二第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、同表第三十二条の二第四項第三号の項中「第三十二条の三第四項第三号」を「第四項第三号」に改め、同表第三十二条の三第三項の項から第三十二条の三第四項第三号の項までを削る。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第八条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「若しくは第五十五条の四第一項」を削り、「第六項、」を「第六項若しくは」に改め、「若しくは第七十二条の三十九の四第一項」を削り、「、第三百二十一条の十一の二第一項若しくは第三百二十一条の十一の三第一項」を「若しくは第三百二十一条の十一の二第一項」に改める。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とする。

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項、第十九条第一項第一号及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。